

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 7 日（金）第 428 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）	（水産振興課取扱い） 1
○沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正（※）	（水産振興課取扱い） 29

規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第40号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 県は、前項に規定するほか、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する沿岸漁業改善資金の貸付け（認定中小企業者及び促進事業者に係るものにあつては、次条の表経営等改善資金の部 1 の項から 7 の項までに掲げる資金に係るものに限る。）の業務を行う融資機関（法第 3 条第 2 項の融資機関をいう。以下同じ。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける。

第 5 条の見出し中「の申請」を削り、同条第 1 項中「別記第 1 号様式」の次に「。以下「貸付資格認定申請書」という。」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 知事は、第 1 項の規定により貸付資格の認定の申請があつたときは、その内容を審査し、認定申請者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることが適当であると認めるときは、貸付資格の認定をするものとする。

4 知事は、前項の貸付資格の認定をしたときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（別記第 5 号様式。以下「認定書」という。）を認定申請者に交付するものとし、貸付資格の認定をしないことを決定したときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。

第 6 条の 2 及び第 7 条を削る。

第 6 条第 4 項中「場合は、」の次に「県から直接」を加え、「（以下「借受者」という。）」を削り、同条を第 7 条とする。

第 5 条の 2 の見出しを「（県による貸付け）」に改め、同条中「沿岸漁業改善資金の」を「県から直接沿岸漁業改善資金の」に、「前条第 1 項の申請書」を「貸付資格認定申請書（認定を受けている場合にあつては、認定書の写し）」に、「別記第 5 号様式」を「別記第 6 号様式」に改め、同条に次の 5 項を加え、同条を第 6 条とする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの申請があつたときは、その内容を審査し、前条第 3 項の貸付資格の認定を受けたものに対し沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、沿岸漁業改善資金の貸付けの決定をするものとする。

3 知事は、前項の貸付けの決定をしたときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記第 7

号様式)を貸付申請者に交付するとともに、その旨を沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(別記第8号様式)により、関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁業協同組合(以下「漁協」という。)、市町村及び九州信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知するものとし、貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を貸付申請者、関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協、市町村及び信漁連に通知するものとする。

- 4 前項の規定による貸付けの決定の通知を受けたものは、速やかに、沿岸漁業改善資金借用証書(別記第9号様式)に、本人及び連帯保証人の印鑑証明を添えて信漁連を経由して知事に提出しなければならない。
- 5 前項の規定により提出された沿岸漁業改善資金借用証書は、鹿児島県契約規則(昭和50年鹿児島県規則第23号)第28条第1項の規定により作成された契約書とみなす。
- 6 知事は、第4項に規定する書類の提出があつたときは、その内容を審査し、記載事項に誤りがないと認めるときは、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。
第8条を次のように改める。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

第8条 融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以下「借入申込者」という。)は、貸付資格認定申請書の写し(認定を受けている場合にあつては、認定書の写し)に併せて、沿岸漁業改善資金借入申込書(別記第10号様式)を融資機関に提出するとともに、貸付資格認定申請書(認定を受けている場合にあつては、認定書の写し)に沿岸漁業改善資金借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により貸付資格認定申請書の提出があつた場合において、貸付資格を認定したときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書(別記第11号様式)を借入申込者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に交付するものとし、貸付資格の認定をしないことを決定したときは、その旨を当該融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けの業務に必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書(別記第12号様式)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により貸付けの申請があつたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書(別記第13号様式)を融資機関に交付するものとし、貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。
- 5 融資機関は、前項の規定による貸付けの決定の通知を受けたときは、速やかに沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記第14号様式)を借入申込者に交付するものとし、貸付けを行わない旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を借入申込者に通知しなければならない。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。
- 7 県貸付金の交付は、前項に規定する支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書(別記第16号様式)を知事に提出しなければならない。
- 8 県貸付金の償還期間及び据置期間は、当該県貸付金を原資として融資機関が借入申込者に対して貸し付ける沿岸漁業改善資金が該当する第2条の表の沿岸漁業改善資金の種類、欄の区分及び貸付対象資金の内容の欄の区分に応じ、同表の償還期間及び据置期間の欄に掲げる期間にそれぞれ1年を加えた期間とする。ただし、同欄に据置期間が掲げられていない場合にあつては、県貸付金の償還期間は同欄に掲げる償還期間に1年を加えた期間とし、据置期間は1年とする。
- 9 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者との貸付契約を、沿岸漁業改善資金借用証書(別記第17号様式)により行うものとする。この場合において、融資機関は、当該沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者に対し、当該沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
- 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことを条件

として当該沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者に対して既存債権の償還条件等の変更をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付金債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならない。

第9条を削る。

第10条第1項中「借受者」を「沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）」に改め、同項ただし書中「知事」を「貸付けの決定を行つた機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）」に改め、同条第2項中「別記第10号様式」を「別記第18号様式」に、「知事」を「貸付決定機関」に改め、同条第3項中「規定による報告」を「規定により知事に報告する場合」に改め、同条第4項中「うえ」を「上」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第9条とする。

5 融資機関は、第2項の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、速やかに沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。

6 知事は、第2項又は前項に規定する書類により事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認める場合は、借受者及び融資機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合において、借受者及び融資機関は、その指示に従わなければならない。

第12条を削る。

第11条の見出し中「の申請」を削り、同条中「第10条」の次に「（法第12条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「（以下「支払猶予」という。）の申請をしようとするもの」を「を申請しようとするもの（以下「猶予申請者」という。）」に、「別記第12号様式」を「別記第21号様式」に、「同条」を「法第10条」に、「知事」を「貸付決定機関」に改め、同条に次の6項を加え、同条を第12条とする。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、支払の猶予を行うことが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定をするものとする。

3 知事は、前項の支払の猶予の決定をしたときは、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書（別記第22号様式）を猶予申請者に交付するとともに、その旨を沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書（別記第23号様式）により関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協及び信漁連に通知するものとし、支払の猶予を認めないことを決定したときは、その旨を猶予申請者、関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協及び信漁連に通知するものとする。

4 融資機関は、第1項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書（別記第24号様式）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、支払の猶予を行うことが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行い、沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書（別記第25号様式）を融資機関に交付するものとし、支払の猶予を認めないことを決定したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の規定による支払の猶予に係る決定の通知を受けたときは、支払の猶予の決定を行つた旨又は支払の猶予を認めないことを決定した旨を猶予申請者に通知しなければならない。

7 貸付決定機関は、支払期日後に償還金の支払の猶予を認めないことを決定したときにおいても、法第11条（法第12条第2項において準用する場合を含む。）に規定する違約金を徴収するものとする。

第10条の2中「第7条第1項の」を削り、「別記第11号様式」を「別記第20号様式」に改め、「通知する」の次に「とともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合は、その旨を当該融資機関に通知する」を加え、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（期限前償還）

第11条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を、期限を示して請求することができるものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を、期限を示して請求することができるものとする。

- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 知事が融資機関に対する貸付金債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
- (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による沿岸漁業改善資金の償還を法第12条第2項において準用する法第10条の規定により猶予したことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

別記第6号様式を削る。

別記第5号様式中「第5条の2関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第5条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年 月 日付で申請のあったことについては、沿岸漁業改善資金（ 資
金）の貸付けを受けることが適当であると認定します。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

別記第9号様式中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同様式（表）中「うえ」を「上」に改め、同様式（裏）中「一に」を「いずれかに」に、

「（報告）」

を

「（繰上償還）」

第2条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

（報告）」

に、「第2条」を「第3条」に、

「（弁済の充当）」

を

「（調査）」

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。

（弁済の充当）」

に、「第3条」を「第5条」に、「第4条」を「第6条」に、「第5条」を「第7条」に、「第6条」を「第8条」に、「第7条」を「第9条」に、「第8条」を「第10条」に、「第9条」を「第11条」に改める。

別記第10号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

第 10 号 様 式 (第 8 条 関 係)

※受付融資機関名		受 付 年 月 日		受付 番号	
----------	--	--------------	--	----------	--

沿岸漁業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

郵便番号
申込者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

沿岸漁業改善資金 (資金) を借りたいので、下記のとおり申し込みます。
記

1 申込みの概要

資金の種類	償 還 期 間	据 置 期 間	資 金 交 付 希 望 日	事 業 量	事 業 費	申 込 額
	年	年	月 日		千円	千円

注 「資金の種類」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の貸付対象資金の種類を記載すること。

2 償還計画

償 還 計 画												
1 年 目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目	12 年目	
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	

3 申込者の概要

事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は 出資の総額	
常時使用する 従業員数	
沿岸漁業改善資金 未償還額	資 金 の 種 類 未 償 還 額

添付書類

1 経営等改善資金又は青年漁業者等養成確保資金 (漁業経営開始資金に限る。) の申込みで、申込者が認定中小企業者以外の場合の申込みにあつては、収支計画書

2 法人格のない団体にあつては、当該団体の規約及び構成員名簿

注 1 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の貸付対象資金の種類ごとに申込書を提出すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

第11号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

第 号
年 月 日

融資機関の代表者 殿

鹿児島県知事 印

年 月 日付けで申請のあったことについては、沿岸漁業改善資金（ 資
金）の貸付けを受けることが適当であると認定しました。

第12号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称
代表者の氏名

沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けを実施するため、貸付金を借りたいので、下記のとおり申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

第 13 号 様 式 (第 8 条 関 係)

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 県 貸 付 金 貸 付 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

融 資 機 関 の 代 表 者 殿

鹿 児 島 県 知 事 印

年 月 日 付 け で 貸 付 け の 申 請 の あ つ た 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 県 貸 付 金 に つ い て は , 下 記 の と お り 貸 付 け を 決 定 す る 。

記

資 金 種 類	貸 付 決 定 番 号	貸 付 金 額
		千 円
償 還 期 限	年 月 日	
償 還 期 日	金 額	摘 要
第 1 回	年 月 日	千 円
第 2 回	年 月 日	
第 3 回	年 月 日	
第 4 回	年 月 日	
第 5 回	年 月 日	
第 6 回	年 月 日	
第 7 回	年 月 日	
第 8 回	年 月 日	
第 9 回	年 月 日	
第 10 回	年 月 日	
第 11 回	年 月 日	
第 12 回	年 月 日	
計		

借 用 証 書 提 出 期 限	年 月 日	資 金 交 付 日	年 月 日
-----------------	-------	-----------	-------

第14号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日

殿

融資機関の名称
代表者の氏名

年 月 日付けで借入れの申込みのあつた沿岸漁業改善資金（ 資金）については、下記のとおり貸付けを決定する。

記

資 金 種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額
		千円
償 還 期 限	年 月 日	
償 還 期 日	金 額	摘 要
第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	
第3回	年 月 日	
第4回	年 月 日	
第5回	年 月 日	
第6回	年 月 日	
第7回	年 月 日	
第8回	年 月 日	
第9回	年 月 日	
第10回	年 月 日	
第11回	年 月 日	
第12回	年 月 日	
計		

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

注 「資金」及び「種類」の欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

別記第14号様式の次に次の11様式を加える。

第15号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称
代表者の氏名

年 月 日付けで貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについて、
下記のとおり支払を請求します。

記

請求額 金 円也

振込先

金 融 機 関 名	本・支店名	種 別	口 座 番 号	(フリガナ) 口 座 名 義

第16号様式（第8条関係）
（表）

収入印紙
貼付欄

		受 理	年 月 日
		受 理	年 月 日
貸付決定	番 号	第	号
	年 月 日	年 月 日	

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

資 金 の 種 類							
融 資 機 関 の 名 称			住 所	郡 市	町 村	大 字	番 号
借 入 金 額	償 還 期 日 及 び 償 還 額	第1回	年 月 日				千円
		第2回	年 月 日				千円
		第3回	年 月 日				千円
千円		第4回	年 月 日				千円
		第5回	年 月 日				千円
償 還 期 限		第6回	年 月 日				千円
		第7回	年 月 日				千円
年 月 日		第8回	年 月 日				千円
		第9回	年 月 日				千円
		第10回	年 月 日				千円
		第11回	年 月 日				千円
		第12回	年 月 日				千円

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金県貸付金を借用しました。については、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称
代表者氏名

注 「資金の種類」欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金についての鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

（裏）

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

（借入金の使用）

第1条 融資機関（以下「乙」という。）は、鹿児島県（以下「甲」という。）から借り入れたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙がこの借入金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙がこの借入金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- (3) 乙がこの借入金を借入れ後速やかに貸し付けをしないとき。
- (4) 乙がこの借入金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき、仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (9) 乙が鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（繰上償還）

第3条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

（転貸債権の期限前償還及び繰上償還）

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

- 2 乙は、前項の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、この契約に定める償還期限にかかわらず、速やかに受領額を甲に償還する。
- 3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

（経理上の措置）

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

（報告）

第6条 乙は次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良され、造成され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に変更を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙から報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙から受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日までに償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日までに第2条の規定により期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合には、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ延滞金額に年12.25パーセントを乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が沿岸漁業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

4 乙は、丙に対し違約金を請求してこれを徴収したときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

第17号様式（第8条関係）
（表）

収入印紙
貼付欄

		受 理	年 月 日
		受 理	年 月 日
貸付決定	番 号	第 号	
	年 月 日	年 月 日	

沿岸漁業改善資金借用証書

資 金 の 種 類							
借受者の氏名又は名称		住所	郡 市	町 村	大 字	番 号	
借 入 金 額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円	
		第2回	年	月	日	千円	
千円		第3回	年	月	日	千円	
		第4回	年	月	日	千円	
		第5回	年	月	日	千円	
償 還 期 限		第6回	年	月	日	千円	
		第7回	年	月	日	千円	
年 月 日		第8回	年	月	日	千円	
		第9回	年	月	日	千円	
		第10回	年	月	日	千円	
		第11回	年	月	日	千円	
		第12回	年	月	日	千円	

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。については、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名

注1 「資金の種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金についての鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

2 「借受者の氏名又は名称」欄及び「住所」欄は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。

（裏）

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

（期限前償還）

第1条 （氏名） （以下「乙」という。）は、融資機関（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの借入金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき、仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（繰上償還）

第2条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

（報告）

第3条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

（調査）

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。

（違約金）

第5条 乙は、甲から弁済期限又は期限前償還を要求された場合において甲の指定する期日までに償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日までの日数に応じ支払うべき金額に年12.25パーセントを乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

第 18 号 様 式 (第 9 条 関 係)

その 1 (研 修 教 育 資 金 以 外 の 資 金 の 場 合)

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 事 業 実 施 報 告 書

年 月 日

(鹿 児 島 県 知 事 又 は 融 資 機 関 の 代 表 者) 殿

郵便番号
借受者 住 所
氏 名
(電話番号)

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金に係る事業を完了したので、下記のとおり報告します。
記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金の種類	借受金額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工 年月日	年 月 日			事業完了 年月日	年 月 日			事業実施場所	
事業計画				事業実績				計画と実績との相違点とその理由	
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額	領収書番号	
		円	円			円	円		
計				計					

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
申請計画実績	円	円	円	円

4 事業費等の確認 (知事に報告する場合のみ記入すること。)

貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過	
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 地域振興局長 支 庁 長				

添付書類

事業の完了を証する書類

注 1 借受者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 1借受状況の表の「資金の種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

3 2事業実施状況の表の「事業実施場所」欄は、借受者の住所以外の場所で実施した場合に記入し、「事業名」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の表の資金の内容欄に掲げる機器等のうち、本資金の貸付けを受けたもの (例えば遠隔操縦装置) を

記入すること。

なお、住居利用方式改善資金に係る事業にあつては、改善箇所の名称（例えば居室、炊事施設）を記入すること。

- 4 借受者が法人格のない団体であるときは、当該団体の構成員の個人別内訳書を添付すること。

その2（研修教育資金の場合）

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

（鹿児島県知事又は融資機関の代表者） 殿

郵便番号
借受者 住 所
氏 名
（電話番号

）
さきに借り受けた沿岸漁業改善資金（研修教育資金）に係る事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番 号	借 受 年 月 日	借 受 額	研修の名称	研修期間
	第 号	年 月 日	千円		

2 研修の内容及び成果（国外研修の場合のみ記入すること。）

研修の内容	
研修の成果	

3 研修費使用状況

借 受 額	研 修 に 要 した 額	残 額 (借受額－研修に要した額)	繰 上 償 還 額
千円	千円	千円	千円

4 事業費等の確認（知事に報告する場合のみ記入すること。）

貸付決定額	円	貸付超過額	円	処 理 経 過	
沿岸漁業就業の有無					
今後の指導援助事項					
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 地域振興局長 支 庁 長				

添付書類

研修を終了したことを証する書類

注 借受者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

第19号様式（第9条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称
代表者の氏名

年 月 日付けで借り受けた沿岸漁業改善資金県貸付金について、沿岸漁業改善資金の貸付業務を実施したので、下記のとおり報告します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額	円	貸付実行日	
借受者名			

添付書類

借受者から提出された沿岸漁業改善資金事業実施報告書の写し

第20号様式（第10条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸 付 決 定 日	貸 付 決 定 番 号	貸 付 金 額
年 月 日		円

2 取消理由

--

第21号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

（鹿児島県知事又は融資機関の代表者） 殿

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
（電話番号）

沿岸漁業改善資金の償還金の支払の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。
記

貸付決定年月日	年 月 日				
貸付決定番号	年第 号				
資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

変 更 理 由	
---------	--

添付書類

償還が著しく困難であることを証する書類

- 注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「資金の種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
- 3 「変更理由」欄は、災害、疾病、負傷、盗難等により支払の猶予を必要とするに至つた理由を記入すること。

第22号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年 月 日付で支払の猶予の申請のあつた沿岸漁業改善資金の償還金については、下記のとおり支払の猶予を決定しました。

記

貸付決定年月日	年 月 日				
貸付決定番号	年第 号				
資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

第23号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

下記のものから支払の猶予の申請のあつた沿岸漁業改善資金の償還金について、別添のとおり支払の猶予を決定しました。

記

第 24 号 様 式 (第 12 条 関 係)

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 県 貸 付 金 償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

融 資 機 関 の 名 称
代 表 者 の 氏 名

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 県 貸 付 金 の 償 還 金 の 支 払 の 猶 予 を 受 け たい の で , 下 記 の と お り 申 請 し ま す 。

記

貸付決定年月日	年 月 日				
貸付決定番号	年 第 号				
資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償	還	期	日	金 額
	第 1 回	年	月	日	千円
	第 2 回	年	月	日	千円
	第 3 回	年	月	日	千円
	第 4 回	年	月	日	千円
	第 5 回	年	月	日	千円
	第 6 回	年	月	日	千円
	第 7 回	年	月	日	千円
	第 8 回	年	月	日	千円
	第 9 回	年	月	日	千円
	第 10 回	年	月	日	千円
	第 11 回	年	月	日	千円
	第 12 回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償	還	期	日	金 額
	第 1 回	年	月	日	千円
	第 2 回	年	月	日	千円
	第 3 回	年	月	日	千円
	第 4 回	年	月	日	千円
	第 5 回	年	月	日	千円
	第 6 回	年	月	日	千円
	第 7 回	年	月	日	千円
	第 8 回	年	月	日	千円
	第 9 回	年	月	日	千円
	第 10 回	年	月	日	千円
	第 11 回	年	月	日	千円
	第 12 回	年	月	日	千円

変 更 理 由	
---------	--

添付書類

- 1 償還が著しく困難であることを証する書類
 - 2 借受者から提出された沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書の写し
- 注1 「資金の種類」欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
- 2 「変更理由」欄は、災害、疾病、負傷、盗難等により支払の猶予を必要とするに至つた理由を記入すること。

第25号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書

第 号
年 月 日

融資機関の代表者 殿

鹿児島県知事 印

年 月 日付けで支払の猶予の申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金については、下記のとおり支払の猶予を決定しました。

記

貸付決定年月日	年 月 日				
貸付決定番号	年第 号				
資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第585号

昭和54年12月21日鹿児島県告示第1763号（沿岸漁業改善資金貸付基準）の一部を次のように改正し、令和5年7月7日から施行する。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

第1の表9の項中「救命消防設置購入資金」を「救命消防設備購入資金」に改める。

第4の表以外の部分中「貸付申請書の提出期日及び貸付決定期日」を「申請書等の提出期日及び貸付決定期日」に、「貸付申請書の提出期日及び貸付金」を「鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第5条第1項の沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書，同規則第6条第1項の沿岸漁業改善資金貸付申請書及び同規則第8条第1項の沿岸漁業改善資金借入申込書の提出期日並びに貸付金」に改め、第4の表中「貸付申請書」を「申請書等」に改める。